

障害者差別解消法に基づく基本方針の 改定に向けた審議の進め方（案）

以下のような議論を経て、令和 4 年夏頃を目途に議論を取りまとめることを想定。

- ・ 今後の審議の進め方についての議論
6 月 28 日（本日）実施
- ・ 関係団体へのヒアリング
（障害者団体、事業者団体等）
- ・ 論点別の検討
- ・ 基本方針の改定（案）の審議

概ね 1 ～ 2 か月に 1 回程度の頻度で議論を予定。

なお、本年秋頃から、上記の議論と併せて、令和 5 年度を始期とする次期障害者基本計画の策定に向けた議論も進める。